

施設名：

児童福祉施設認可 審査表（小規模保育事業 A 型）

No	項目	内容	確認欄																																					
1	資金	過去3年間の経営状態が安定しているか。																																						
2		1年間の賃借料に相当する額と年間事業費の1/2以上に相当する額の合計額の資金を普通預金、当座預金等により有しているか。																																						
	管理者	管理者（園長）は、以下の要件を満たしているか。																																						
3		専従かつ常勤か。																																						
4		保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。																																						
5	開所日数	年間の開所日数が、日曜日及び国民の祝休日を除いた日数となっているか。 ※平成30年度の日・祝・年末年始（12/29～1/3）を除いた開園日数は292日。																																						
6	開所時間	標準時間認定の利用者の利用時間（11時間）に合わせて、11時間の開園時間となっているか。																																						
7	認可定員 利用定員	6人以上19人以下となっているか。																																						
8	保育士	配置基準以上に配置されているか。																																						
9		職員配置ローテーション表は、適切か。																																						
10		保育士資格を有しているか。																																						
11	嘱託医	嘱託医は、配置されているか。 （医師免許証の写しが提出されているか。）																																						
12	建物の構造	保育室が1階にあるか。 ※2階以上に設置している場合は、別途耐火構造等の基準を満たす必要がある。																																						
13		耐震構造となっているか。 ※昭和56年6月1日以降の建築物であれば、新耐震の基準を満たしている。																																						
14	保育室等の 面積基準	必要基準面積を超えているか。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積 (㎡) A</th> <th>定員</th> <th>最低基準</th> <th>必要面積 (㎡) B</th> <th>判定(A>B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室(0～1歳)</td> <td></td> <td></td> <td>×1.65㎡=</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほふく室(0～1歳)</td> <td></td> <td></td> <td>×3.3㎡=</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児室兼ほふく室(0～1歳)</td> <td>20.00</td> <td>6</td> <td>×3.3㎡=</td> <td>19.80</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>保育室(2～5歳)</td> <td>11.88</td> <td>6</td> <td>×1.98㎡=</td> <td>11.88</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遊戯室(2～5歳)</td> <td></td> <td></td> <td>×1.98㎡=</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			室名	面積 (㎡) A	定員	最低基準	必要面積 (㎡) B	判定(A>B)	乳児室(0～1歳)			×1.65㎡=			ほふく室(0～1歳)			×3.3㎡=			乳児室兼ほふく室(0～1歳)	20.00	6	×3.3㎡=	19.80	○	保育室(2～5歳)	11.88	6	×1.98㎡=	11.88	○	遊戯室(2～5歳)			×1.98㎡=				
室名		面積 (㎡) A	定員	最低基準	必要面積 (㎡) B	判定(A>B)																																		
乳児室(0～1歳)				×1.65㎡=																																				
ほふく室(0～1歳)				×3.3㎡=																																				
乳児室兼ほふく室(0～1歳)		20.00	6	×3.3㎡=	19.80	○																																		
保育室(2～5歳)		11.88	6	×1.98㎡=	11.88	○																																		
遊戯室(2～5歳)			×1.98㎡=																																					
※施設設備の運用上、乳児室とほふく室を兼ねる場合は「乳児室兼ほふく室」の欄に記入。																																								
※施設設備の運用上、遊戯室を保育室としても兼ねる場合は「遊戯室（2～5歳）」の欄に定員も記入。																																								

No	項目	内容	確認欄				
15	設備の有無	調理設備 (必須)					
16		便所 (必須)					
17		手洗い設備 (望ましい)					
18		沐浴設備 (望ましい)					
19		事務室					
		駐車場は、以下の要件を満たしているか。					
20		駐車台数は十分にあるか。					
21	同一敷地内にある場合、園庭等から子どもが駐車スペースに入れないように区切られているか。						
	土地・建物	土地の所有形態について					
22		自己所有している。					
		国又は地方公共団体から土地の貸与を受けている。					
		国又は地方公共団体 <u>以外の者</u> から土地の貸与を受けている。					
		※国又は地方公共団体 <u>以外の者</u> から土地の貸与を受ける場合					
23		地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記している。 ※登記の内容 賃借権・保育所の用に供する期間					
		ただし、以下の <u>いずれか</u> に該当する場合は登記を要さない					
24		建物の場合賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上となっている					
		土地又は建物の貸主が信用力の高い主体					
		その他、市町村長（知事）が安定的な事業の継続性の確保が図れると判断					
25	賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下か。						
26	賃借料を安定的に支払い得る財源を確保できているか。						
27	賃借料及びその財源が収支予算書に計上されているか。						
28	連携施設	連携施設と十分に連携を図ることができるか。 (例. 連携施設が公立保育所、連携施設が同一法人が運営する保育所など)					
29	必要基準面積を超えているか。(例. 2歳児以上の定員×3.3㎡)						
	敷地内外	面積 (㎡) A	定員	最低基準	必要面積 (㎡) B	判定(A>B)	備考
	敷地内	25.34	6	×3.3㎡=	19.80	○	
	公園等の代替地を使用する場合、以下の要件を満たしているか。						
30	屋外遊戯場	必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されているか。 ※この場合、必ずしも保育所と隣接する必要はない。					
31		当該公園等の所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。					

No	項目	内容	確認欄
32	調理員	調理員は、配置されているか。	
		配置していない場合、以下の要件を満たしているか。	
33		利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該地域型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
34		当該地域型保育事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
35		調理業務の受託者については、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。	
36		利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。	
37		食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
38	保育の全体計画	保育の方針、歳児ごとに目標等が設定されているか。	
39	運営規定	園の運営に関する重要事項（必須の11項目含む）が規定されているか。	
40	就業規則	適切に作成されているか。	

メモ欄